

「2025年日本国際博覧会 損害保険加入手続等代理業務」公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の安全・安心な遂行を追求するために、万が一事故が発生した際に、経済的な補償として次に掲げる損害保険を手配することを検討している。

- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 生産物賠償責任保険
- (3) 火災保険
- (4) 動産総合保険
- (5) その他契約することが必要と認められた損害保険

この要領は、損害保険の契約に関する事務手続や、参加者などからの保険に関する問合せ・事故対応、保険商品調達に関する協会へのアドバイスなどに対して、適切に対応できる体制や能力を有する事業者（損害保険取扱代理店）を公募し、選定することを目的とする。

1 事業概要

- (1) 業務名称

2025年日本国際博覧会 損害保険加入手続等代理業務

- (2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

- (3) 事業期間

2023年6月（選定事業者への選定通知日）から協会が手配する損害保険契約の満期日まで（予定）ただし、事業期間内に発生した保険事故への対応は、事業期間後であっても行うこと。

- (4) 業務委託料

協会が本件保険会社に支払う本件保険料に含まれ、協会が本件損害保険に加入後に本件保険会社から受注者へ支払われるものとする。

2 スケジュール

2023年4月25日（火）	公募開始
2023年5月9日（火）	質問の受付締切
2023年5月15日（月）	提案書類の受付開始
2023年5月22日（月）	提案書類提出締切
2023年5月下旬頃	選定委員会
2023年6月上旬	事業者決定・公表（予定）
2023年6月中旬	契約締結（予定）
2024年2月頃	損害保険会社の決定（予定）

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 保険業法第276条に規定される内閣総理大臣の登録を受けている者であること。
- (6) 取扱損害保険会社数が2社以上であること。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の応募手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領及び仕様書の配布

ア 配布期間

2023年4月25日（火）から2023年5月22日（月）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

(2) 応募書類の受付

ア 受付期間

2023年5月15日（月）から2023年5月22日（月）まで

イ 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。

※2023年5月22日（月）までの消印があるものを有効とする。

宛先：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階（受付）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 経営企画室

（担当：平松）

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信することとする。（送信先：hoken@expo2025.or.jp）

なお、折り返し、担当者から応募書類受領完了のメールを送信するが、翌日（翌日が土曜日の場合は、翌月曜日）の13時までに、担当者からの応募書類受領完了メールが届かなかった場合は下記あてに電話連絡を行うこと。

（電話番号：06-6625-8656 担当：平松）

※土曜日および日曜日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募事業者の負担とする。

- (3) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については事業者名、社章等提案事業者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

- ア 応募申込書（様式 1：原本 1 部）
- イ 誓約書（参加資格関係）（様式 2：原本 1 部）
- ウ 持続可能性の確保に向けたチェックシート（様式 3：原本 1 部）
- エ ヒアリングシート（様式 4：原本 1 部、副本 5 部）

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（最優秀事業者候補者及び優秀事業者候補者のみ提出）】

- オ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明すること。）
- カ ①法人登記簿謄本（1 部）
 - ・ 法人の場合に提出すること
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出すること
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出すること
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- キ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- ケ 使用印鑑届（様式 5：原本 1 部）
- コ 印鑑証明書（原本 1 部）
- サ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 6：原本 1 部）
- シ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 7：原本 1 部）
- ス 誓約書 ※保険業法第 276 条関係（様式 8：原本 1 部）

- (4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

- (5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

- ア 応募は1者1件とする。
- イ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。
- ウ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。
- エ 副本について、選定委員会の審査に必要な限度において、応募者を類推できる表現箇所を協会において加工処理することがある。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

2023年4月25日（火）から2023年5月9日（火）17時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：hoken@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会 損害保険加入手続等代理業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式9）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可。

質問への回答は、2023年5月12日（金）までに協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 損害保険取扱代理店の公募】に掲載する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀事業者を1社選定し、それに準じる優秀事業者を2社程度決定する。ただし、最高点、次点又は次々点の事業者が複数いる場合は、博覧会業務の特殊性を踏まえた人員体制の項目の評価点が高いものを最優秀事業者又は優秀事業者とする。

イ 審査は、書類審査により行う（プレゼンテーション審査は行わない）。

ウ 最優秀事業者の評価点が、審査の結果、300点満点中210点以下の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 特別の理由がない限り、最優秀事業者は幹事代理店として、優秀事業者は非幹事代理店としてそれぞれ契約の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
経営の安定性	・会社に信用があり、万一の場合に賠償責任等を負うことができること（資本金や募集人数等の十分な経営基盤があること） ・顧客が特定の者に依拠しておらず、多様な顧客の対応経験が豊富であること	80点
代理店としての規模と品質	・会期前、会期中において、参加国含む関係者からの多種多様な保険に関する照会に対応できること ・保険事故体制があること ・事業規模として従業員数や保険取扱い額が大きいこと ・取扱保険会社数が複数あり、協会が今後選定する保険会社に制約を与えないこと	130点
博覧会業務の特殊性を踏まえた人員体制	・会期前はもちろん、6か月という長期にわたって一貫して万博の保険業務に従事し、そのノウハウを会期終了まで蓄積できる体制があること ・業務従事者が専門性の高い人材であり、博覧会協会と緊密な連携を取れる体制であること	90点
その他	2025年日本国際博覧会協会に理解を示し、何らかの形で出展・協賛・支援・参加する予定がある、その他万博開催に際して、支援を惜しまない業者であること	-
合計		300点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全ての応募事業者へ通知する。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 損害保険加入手続等代理業務の公募】において公表する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

- ① 最優秀事業者及び優秀事業者（名称・評価点）
- ② 全応募事業者の名称 ※50音順
- ③ 全応募事業者の評価点 ※得点順（応募者が4者であった場合、次点者の得点は公表しな

い)

④最優秀事業者及び優秀事業者の選定理由

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募事業者と応募内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募内容を意図的に開示すること。

エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約交渉の相手方に選定された者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式7）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (4) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式6）を提出すること。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

9 持続可能性の確保

- (1) 最優秀事業者又は優秀事業者に選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 選定事業者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)
- (3) 選定事業者は、協会が選定事業者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 選定事業者は、協会が選定事業者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、選定事業者者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が選定事業者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、選定事業者は、

改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

12 その他

- (1) 応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。
- (3) 協会は、頭書に掲げる損害保険を手配することを検討しているが、当該損害保険会社は別途公募により募集、決定する。
- (4) 万博の会場内の業務は、協会が定める規則・ガイドラインに従うこととする。
- (5) 協会における個人情報の取扱いについては、<https://www.expo2025.or.jp/privacy/>を参照のこと。